

XVII 国際人権活動

1 はじめに

この10年の活動のすべてを網羅するのは困難であるので、主な活動を可能な限り報告するが、全体として国際人権活動は分野に於いて幅が広がり、これにかかわる弁護士も増加し、活動内容も深化した10年であったと評価できよう。

2 国連・国際会議を舞台とする活動

日弁連は、1999年に国連の経済社会理事会により承認されたNGO協議資格を有しており、国連人権理事会、国連犯罪防止刑事司法会議(コンGRESS)、国連犯罪防止刑事司法委員会(コミッション)、国連女性の地位委員会といった国連の諸会議に代表団を派遣し、国際的な動向について情報収集を行うとともに、会議においてスピーチを行うなどして意見を表明している。また、現地において、日弁連の取組を紹介するなどのサイドイベントを開催することにより、日本における人権状況について情報提供を行うとともに、各国の関係者と情報交換を行う等の活動を行っている。

また、日弁連は、2014年に日本国憲法における平和的生存権に言及した「平和に対する権利国連宣言草案に対する意見書」を公表し、国連人権理事会の作業部会にこれを提出して、国連における「平和への権利宣言」の策定過程に参加した。最終的に、「平和への権利宣言」は2016年に国連総会で採択された。

3 国際人権条約・UPR等に係る活動

国連が採択した市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)をはじめとする9つの国際人権条約のうち、日本は8つの条約の締約国である。これらの国際人権条約を締約国に遵守させるための政府報告審査において日弁連は、政府報告の内容を吟味し、日本の国際人権条約の履行状況に係る日弁連の見解を載せたオルタナティブレポートを各国際人権条約に基づきそれぞれ設置される委員会(条約機関)に提出し、政府報告審査の場におけるロビー活動を展開することで、各委員会から日本

の人権状況の改善に向けた勧告を得た。その後は、各委員会の委員ないし元委員を招聘するなどして、得られた勧告を日本国内で活かすための活動を展開してきた。

また、2008年から国連人権理事会で開始された普遍的定期的審査(UPR)において、日本は、2008年、2012年及び2017年にその審査の対象となったが、日弁連では、各回において、日弁連の見解を載せた日本の人権状況に関する情報提供文書を国連人権高等弁務官事務所を通じて国連人権理事会に提出し、UPRに向けたロビー活動を展開して、UPRにおける日本政府に対する勧告に反映させる活動を行った。

さらに、2016年には、日本においてヘイトスピーチが広がった状況を受け、当時国連マイノリティ問題に関する特別報告者であったリタ・イザック・ンジャエ氏(現・国連人種差別撤廃委員会委員)を招聘し、ヘイトスピーチに関するシンポジウムを開催した。この招聘は、上記の勧告を日本国内に還元させる活動の一環であった。次の10年は、日弁連が勧告を日本国内の人権状況の改善に、いかにつなげられるかが問われる期間になるであろう。

4 ビジネスと人権

企業のビジネス活動が、労働、消費者、環境といった多方面にわたる人権に影響を及ぼすことが世界的に問題となってきたため、国連人権理事会は、2011年、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、被害者の救済へのアクセスの確保の3つを柱とする国連指導原則を採択した。国連人権理事会は、各国政府に対して指導原則を具体化した「国別行動計画」を策定するよう呼びかけており、日弁連もその必要性に問題意識を持ち、2016年に「日本政府に対してビジネスと人権に関する国別行動計画の策定を求める意見書」を公表した。その後、日本政府が国別行動計画の策定を決定したため、2017年には「ビジネスと人権に関する国別行動計画に含めるべき優先事項に関する意見書」を公表した。その後、日本政府が国別行動計画を具体的に策定する過程で調査(ベースラインスタディ)を開始したため、日弁連はステークホルダーとして外務省が開催

する意見交換会に出席し、意見を述べるなどして、積極的な関与を行った。

5 海外での人権侵害に対する取組

日弁連は、弁護士を代表する団体として、海外における人権侵害、特に海外における法律家に対する人権侵害に対し、声明を公表するなどの取組を行っている。例えば、2010年には、ルワンダ国際刑事法廷で活動する弁護士がルワンダ警察に逮捕されたことを受け、同弁護士の即時釈放を求め、2012年にはリビアにおける国際刑事裁判所で活動する弁護士らの即時釈放を求めた。2015年には中国で人権活動に従事する弁護士が一斉連行されたことを憂慮し、弁護士の職務活動の保障を求めた。さらに、2016年には、マレーシア政府がマレーシアの弁護士の独立を脅かす法改正を検討していることを受け、マレーシアの弁護士の独立を支持し、改正を懸念する旨の表明を行った。

6 国際法曹団体との人権面での交流

2014年、IBA(国際法曹協会)が年次大会を東京で開催した。日弁連では、IBA東京大会への関心を高めるため、開催1年前に当たる2013年に開催されたプレ・カンファレンスにおいて法律実務における男女共同参画、ビジネスと人権・汚職といった人権にかかわるテーマの分科会を開催した。また、日弁連は、事前セミナーを開催し、その中でビジネスと人権をテーマに取り上げた。さらに、日弁連は、IBA東京大会において、会員が関心を持つ人権問題をテーマに取りあげるよう働き掛け、日本人のスピーカーを多く推薦し、さらには人権に関する分科会に同時通訳を配置し、会員が参加しやすくなるように工夫を重ねた。その結果、IBA東京大会では人権活動をしている海外の法律家との交流が深まった。

さらに、2017年にLAWASIA(アジア太平洋法律家協会)が年次大会を東京で開催した。日弁連は、多くの会員がLAWASIA東京大会2017組織委員会に参加し、犯罪被害者、移民、ビジネスと人権といったテーマでの分科会の開催に関与した。また、国際人権の関係では、ランチ会場にHuman Rights Lawyers' Lunchとの表示を出して専用のテーブル

を配置したり、Human Rights Lawyers' Nightと称した意見交換会・食事会を実施したりして、会員と人権活動をしている海外の法律家との交流を促進する役割を果たした。

7 新たな制度作りの活動

(1) 個人通報制度実現への活動

日弁連は、個人通報制度の導入を実現するために、2007年3月に委員会(自由権規約個人通報制度等実現委員会)を設置し、その実現に向け活動してきた。10年間の活動の主なものは以下のとおりである。

市民に向けては、パンフレットの作成と普及、市民集会を開催した。

会員・弁護士会に向けては、全弁護士会・弁護士会連合会での実現を求める決議の採択に尽力したほか、全弁護士会・弁護士会連合会を対象とした勉強会を実施してきた(2018年末で32弁護士会連合会・弁護士会で実施済み)。また、導入された場合に備えて、制度を活用するための会員向けのマニュアルを作成中である。

委員会の内部では、個人通報制度に関する研究会を実施し、導入に際して出される疑問や制度の活用の有用性について議論を深めてきた。

法務省・外務省に対しては、実現の要請をするとともに、導入に際して障害となり得る問題点についての意見交換も行い、これを受けて、既に導入している隣国大韓民国の法務部・外交通商部(当時、現・外交部)・大韓弁護士協会への実態調査を実施し、その内容を法務省、外務省に情報提供した。

各政党への要請も継続的に行っている。

また、国際人権条約に関連する各ワーキンググループに同委員会から委員を派遣し、それらのワーキンググループでの活動にも大きな寄与をしてきた。

(2) 国内人権機関設置実現への活動

日弁連は、国内人権機関の設置を実現するために、2009年3月に委員会(国内人権機関実現委員会)を設置し、その実現のために活動してきた。10年間の活動の主なものは以下のとおりである。

まず、日弁連の意見表明として、2014年2月に、人権の促進及び擁護のための国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)に則った国内人

権機関の設置を求める意見書を発出した。その他現在に至るまで、すべての弁護士会連合会、大半の各弁護士会において、同趣旨の意見書あるいは会長声明が発出されている。

また、広報活動として同委員会では、主として会員向けのもの、市民向けのものという2種類のパンフレットを作成し、これらパンフレットを頒布して国内人権機関の意義につき広く周知を図るとともに、委員を各種勉強会やシンポジウムに派遣して、国内人権機関の重要性を訴えてきた。

さらに、同委員会は、法務省人権擁護局や、国内人権機関の設置を求める他のNGOとの間の意見交換を通じて、国内人権機関の設置に向けた環境作りを模索する活動を行ってきた。

加えて、同委員会は、既に国内人権機関が設置されている、オーストラリア、ニュージーランド及び大韓民国を訪問し、それぞれの国における国内人権機関の状況について調査活動を行った。

8 この間の活動の成果と課題

この10年間における第1にあげるべき前進面は、日弁連の内部において国際活動に多くの英語の堪能な若手会員が参加してきたことである。前述の自由権規約個人通報制度等実現委員会、国内人権機関実現委員会をはじめ国際人権問題委員会やその他の国際人権条約に関連するワーキンググループなどで顕著である。しかも、現在、これらの若手会員が熱心に委員会やワーキンググループの活動に従事し、活動を中心に支えている。そのことにより、日弁連の活動の幅が大きく広がったことは大きな前進面である。

政府報告審査においては、これまで自由権規約、社会権規約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)については、それぞれその都度ワーキンググループを設置し、これに対応してきた。これらの活動としては、政府報告に対するオルタナティブレポートの提出、本審査等における現地ジュネーブでのロビー活動、事前事後及びジュネーブでのNGOとの意見交換と協働、審査

の全過程を記録として残すための書籍の発行等々である。UPRについては、国際人権問題委員会において同様の活動を行ってきた。これらの活動が、この10年間で定着した。これらの活動を通じ、各条約機関は日弁連のレポートに高い評価を与え、日弁連の発信する情報に信頼を置くところまでになったことは大きな前進である。それにより、日弁連の意見の多くの部分が各条約機関からの勧告に反映されることになった。

そして、これらの活動を通じて、外務省総合外交政策局人権人道課長との人権課題での建設的な意見交換が実現できたことも、特筆すべき成果であった。

しかし、各条約機関からの勧告をどの様に国内で実施させていくかという課題については、いまだ大きな問題として残されている。確かに、勧告は、日本政府に対し多くのインパクトを与えていることは確かであるが、具体的に実現させるフォローアップの活動がいまだ奏功していない。日弁連としても、フォローアップに向けて、関連委員会・ワーキンググループ間で意見交換を行うことをしているが、今後の大きな課題である。

組織面からこの間の動きを見ると、従前、国際人権条約に関連するワーキンググループは審査が終了するたびに解散し、次回の審査実施時に再度立ち上げる体制で活動してきた。これに倣い、国際人権(自由権)規約問題ワーキンググループは、自由権規約に基づく審査のみをその活動の対象として2012年11月に再び発足したが、その後、拷問等禁止条約、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)に基づく政府報告審査についてもその活動の対象に加え、継続した活動を行っている。そして、2019年度には、人種差別撤廃条約も対象に加わる予定である。各ワーキンググループを統合して国際人権条約に関連する活動の合理化を図ること、フォローアップの活動も視野に入れた継続的な活動を可能にする体制への移行も検討されるべきである。

個人通報制度の導入と国内人権機関の設置という二つの新たな制度作りの活動の成果は、いまだ獲得できていない。とりわけ、2009年9月に民主党に政権交代した際、法務大臣が、個人通報制度の導入

と国内人権機関の設置を重点課題として発表したことから、その実現が可能であると考えられた。現に、国内人権機関は、閣議決定され、法案として国会に上程された後に、衆議院の解散により廃案となった。これらの課題は、2019年秋の日弁連人権擁護大会シンポジウムのテーマの1つとなることが決定し、これを梃子にその実現が期待されている。

田島 義久(大阪)・須田 洋平(東京)